

社会福祉法人とおの松寿会からのお願い

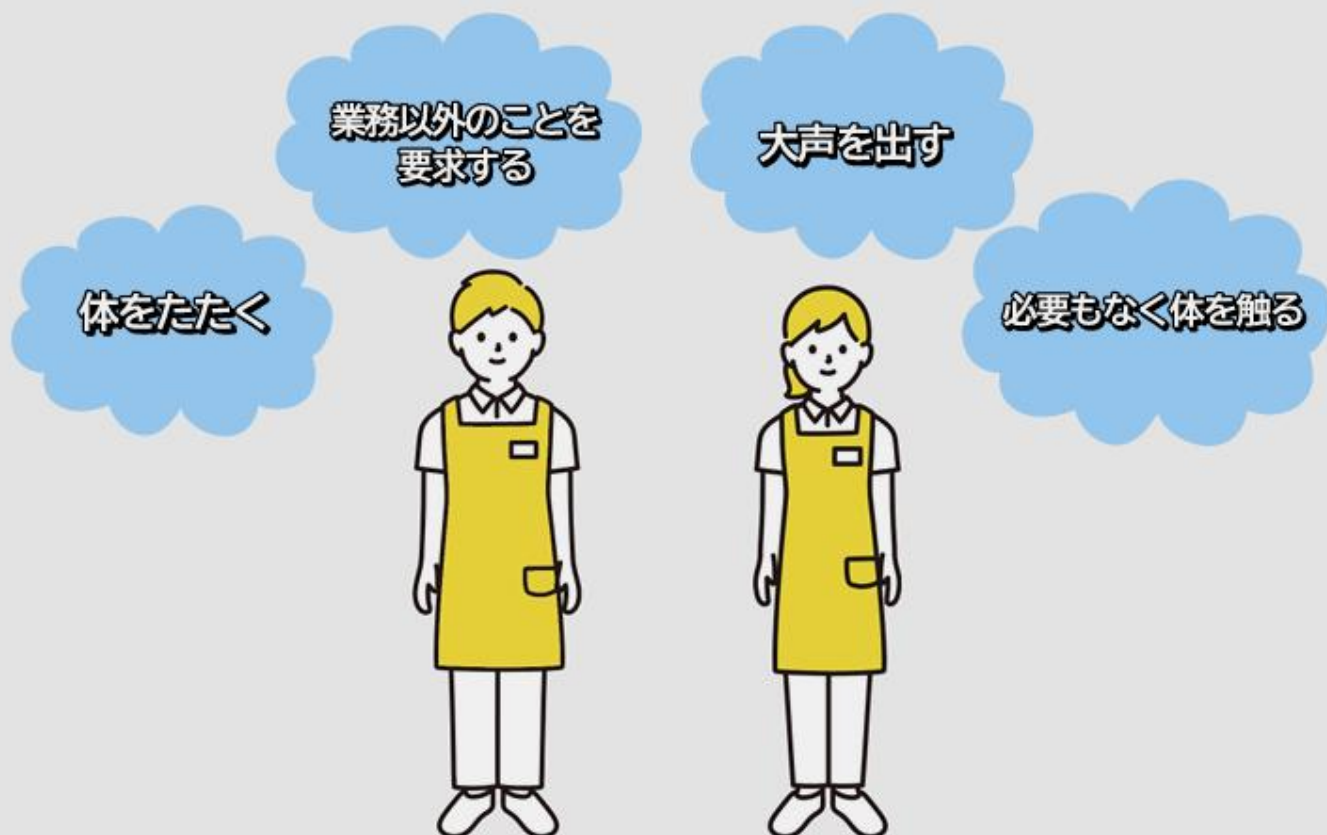
令和8年10月1日から、改正労働施策総合推進法等の施行により、すべての事業主にカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務化されました。

介護サービスを継続して円滑に利用していただくため、ハラスメント防止にご理解とご協力をお願いします。

なくそう！

介護現場でのハラスメント

利用者・介護職員のお互いが相手を尊重する関係を目指しましょう



これらはハラスメント行為です

相手が脅威、不快だと感じれば、それはハラスメントです

ハラスメントの具体例

分類	例
身体的暴力	物を投げる/体をたたく/つねる/手を払いのける/唾を吐く
精神的暴力	大声を出す/威圧的な態度で文句を言い続ける/特定の職員にいやがらせをする/業務以外の事を要求する
セクシャル ハラスメント	必要もなく体をさわる/抱きしめる/卑猥な言動を繰り返す ヌード写真を見せる/サービス提供と無関係に下半身を出す

1年間に利用者からハラスメントを受けたことがある職員（訪問介護）

約 **4** 割 ※1

ハラスメント行為があれば、利用契約の解除など、サービス提供ができなくなる場合もあります。

※1 「介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究事業報告書」より

高齢化が進み、今後、介護を必要とする人が一層増加することが見込まれる一方で、介護人材は不足しています。ハラスメントによる職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働ける環境を整えることは、適切な介護サービスの提供につながります。

利用者・介護職員がお互いを尊重し合い、介護サービスを適切に利用できるよう、ご協力をお願いします。

ハラスメントを受けて仕事を辞めたいと思った職員（訪問介護）

約 **3** 割 ※2

※2 「介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究事業報告書」より



とおの松寿会イメージキャラクター
まっとちゃん